

令和5年度 市民税・県民税申告の手引き

令和5年1月1日現在、田辺市にお住まいの方は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間の所得について申告書を作成し、令和5年3月15日（申告受付日程はP16参照）までに提出いただきますようお願いいたします。

なお、申告書は郵送により提出することができます。

◎市民税・県民税申告書を提出しなくてもよい方

- ・ 所得税を納付したり、還付を受けるために、税務署へ「所得税の確定申告書」を提出した方。
- ・ 令和4年中の収入が給与のみで、勤務先から「給与支払報告書」が提出された方。
- ・ 昭和33年1月1日以前に生まれて、令和4年中の収入が公的年金等（国民年金・厚生年金など。ただし、障害年金、遺族年金は除く。）の収入のみで、その収入金額が148万円以下の方。（扶養親族の追加などの申告をする場合は除きます。）
- ・ 前年度の市民税・県民税申告書を提出した方には申告書を送付していますが、収入がなく田辺市在住者の扶養親族となっている方は、提出する義務はありません。ただし、収入ゼロの記載された所得証明書を申請する場合は、提出する必要があります。

【留意事項】

- ・ この手引きを参照のうえ申告書を作成し、源泉徴収票、保険料控除証明書等の必要書類を添付又は提示して、提出してください。

郵送により申告書を提出していただく場合には、源泉徴収票、保険料控除証明書等、個人番号確認書類及び本人確認書類等の必要書類を必ず同封してください。また、申告内容等についてこちらから連絡する場合がありますので、電話番号も忘れず記入してください。

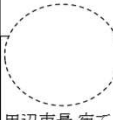
- ・ 令和4年中、無職などで収入がなかった方及び遺族年金等の非課税所得のみであった方も、国民健康保険税・児童手当等の算定や公営住宅の入居等の申請に必要となりますので、提出してください。

⇒申告書裏面の「(9)令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に収入がなかった方などの記入欄」に記入してください。

- ・ 扶養親族等がいる場合は、申告書表面の「㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」「㉓扶養控除」「16歳未満の扶養親族」の欄に記入してください。
- ・ 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、配偶者の合計所得金額を記入してください。
- ・ 公的年金等の収入金額が400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下に該当する方は、所得税の確定申告書の提出は不要ですが、市民税・県民税の申告が必要となる場合があります。

令和5年度分 市民税・県民税申告書

表

 田辺市長 宛て 提出年月日 年 月 日 5 3 3	現住所 田辺市新屋敷町1番地 1月1日現在の住所 田辺市高雄一丁目23番1号 フリガナ タナベ タロウ	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 26-9920	※市役所処理欄 JO 申告支援 住民税 オンライン 備考	
	氏名 田辺 太郎 生年月日 大 平・令 30・2・2 電話番号 26-9920			
	3 所得から差し引かれる金額に関する事項			
	10 所得から差し引かれる金額に関する事項 社会保険料控除 国民健康保険 250,000 介護保険 125,200 後期高齢者医療保険 合計 375,200 生命保険料控除 新生命保険料の計 旧生命保険料の計 48,000 24,000 新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計 120,000 介護医療保険料の計 36,000 地震保険料の計 旧長期損害保険料の計 22,000 16,000 障害者控除 1 田辺 花子 障害の程度 1 2 田辺 一代 障害の程度 35・3・3 配偶者控除 田辺 一代 410,000 扶養控除 1 田辺 一郎 10・5・5 同居 親子 33 2 田辺 タキ 8・4・4 同居 親子 45 3 4 16歳未満の扶養親族 1 田辺 花子 20・6・6 同居 親子 2 3			1 事業所得 農業 ① 1,800,000 不動産 ② 600,000 利子 ③ 配当 ④ 給与 ⑤ 1,600,000 公的年金等 ⑥ 1,700,000 雑所得 業 ⑦ その他 ⑧ 短期 ⑨ 長期 ⑩ 一時 ⑪ 2 所得 事業所得 ① 757,000 不動産 ② 560,000 利子 ③ 配当 ④ 給与 ⑤ 950,000 公的年金等 ⑥ 600,000 雑所得 業 ⑦ その他 ⑧ 合計 ⑨ 総合課税・一時 ⑩ 合計 ⑪ 2,867,000 社会保険料控除 ⑫ 375,200 小規模企業共済等掛金控除 ⑬ 生命保険料控除 ⑭ 70,000 地震保険料控除 ⑮ 21,000 寡婦、ひとり親控除 ⑯ 勤労学生、障害者控除 ⑰ 530,000 配偶者(特別)控除 ⑱ 330,000 扶養控除 ⑳ 780,000 基礎控除 ㉑ 430,000 ⑯から㉑までの計 ㉒ 2,536,200 雑損控除 ㉓ 医療費控除 ㉔ 30,000 合計 ㉕ 2,566,200
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法 ☐ 給与から差引(特別徴収) ☐ 自分で納付(普通徴収)				

(1) 事業所得（営業等・農業所得）のある方										(2) 不動産所得のある方											
業種【 農業 】		屋号【 田辺農園 】		科目		金額		科目		金額		科目		金額							
売上(収入)金額 (雑収入・家事消費を含む)				①		1,800,000		損害保険料				⑬		600,000							
売上原価				②				修繕費				⑭		80,000							
仕入金額 (商品製造費等)				③				消耗品費				⑮		32,000							
小計(②+③)				④				減価償却費				⑯		150,000							
期末商品(製品) 棚卸高				⑤				福利厚生費				⑰									
差引原価(④-⑤)				⑥				給料賃金				⑱		600,000							
差引金額(①-⑥)				⑦				外注工賃				㉑									
租税公課				⑧		10,000		肥料費				㉒		70,000							
荷運運賃				⑨				農薬費				㉓		20,000							
水道光熱費				⑩		40,000		雑費				㉔		30,000							
旅費交通費				⑪				経費計(⑧～㉓の計)				㉕		1,043,000							
通信費				⑫				専従者控除額				㉖									
広告宣伝費				⑬				所得金額(㉕-㉖-㉗)				㉗		757,000							
接待交際費				⑭		11,000															
必要経費																					
減価償却費の計算																					
資産の名称等		取得年月	取得価額	償却の基礎 になる金額	耐用年数	償却率	本年分の償却費 (円/月×12ヶ月)	事業専用 率(%)	本年分の必要経費 (円/月×12ヶ月)	未償却残高											
軽トラック		R4・4	800,000	800,000	4	0.25	9 / 12	150,000	100	150,000	650,000										
							/ 12														
							/ 12														
(4) 日雇労働・不特定の事業主に従事している方											(8) 寄附金に関する事項										
アルバイト等の給与収入のある方で、源泉徴収票のない場合もここに記入してください。											支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。										
月別	勤務日数	日給	月収金額	勤務先							都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	10,000									
1月			120,000	和歌山商店							住所地の共同募金会、日本赤十字 会、都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)										
2月			110,000	〃							条例指定分										
3月			120,000	〃							都道府県										
4月			110,000	〃							市区町村										
5月			120,000	〃																	
6月			200,000	〃																	
7月			110,000	〃																	
8月			120,000	〃																	
9月			110,000	〃																	
10月			120,000	〃																	
11月			110,000	〃																	
12月			250,000	〃																	
※月平均(円)×(ヵ月)→		年間収入金額		1,600,000																	
(5) 事業専従者に関する事項											(9) 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に収入がなかった方などの記入欄										
氏名	生年月日	大・昭・平・令	続柄	従事月数							1. 次の理由により収入がなかった。 ☐ 下記の者から扶養又は援助(仕送り等)を受けていた。 【住所(同居の場合は記入不要)】 【氏名】 【続柄】 ☐ 学生であった。 ☐ 求職中であった。 ☐ 専業主婦・主夫であった。 ☐ 育児(産休・育休を含む。)又は介護等をしていた。 ☐ 預貯金等で生活をしていた。 ☐ 具体的な理由 2. 次の理由により収入がなかった。 ☐ 遺族年金を受給していた。 ☐ 障害年金を受給していた。 ☐ 障害年金(障害基礎年金)を受給していた。 ☐ 生活保護法の規定による生活扶助を受けていた。 ☐ 上記以外の非課税所得(恩給等)があった。 【所得の種類】 3. 令和5年1月1日現在は田辺市以外に居住しており、他市区町村で課税される方又は海外居住の方。 住所 (住所)										
氏名	生年月日	大・昭・平・令	続柄	従事月数																	
氏名	生年月日	大・昭・平・令	続柄	従事月数																	
氏名	生年月日	大・昭・平・令	続柄	従事月数																	
(6) 別居の扶養親族等に関する事項																					
氏名	住所																				
田辺 一郎	和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地																				
(7) 配当割戻又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項																					
特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割戻又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割戻及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。																					
配当割戻額		控除額		所得金額																	
株式等譲渡所得割額		控除額		所得金額																	
(10) 所得金額調整控除に関する事項																					
氏名	生年月日	大・昭・平・令	特別障害者に該当する場合	級度	別居の場合の住所																
氏名	生年月日	大・昭・平・令	特別障害者に該当する場合	級度	別居の場合の住所																

収入金額等及び所得金額

① 営業等所得（計算方法：総収入金額－必要経費）

卸売業、小売業、飲食店業、サービス業などの営業から生ずる所得や、医師、弁護士、作家、外交員、大工などの自由職業から生ずる所得、漁業などの事業から生ずる所得。

② 農業所得（計算方法：総収入金額－必要経費）

農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜・家きんの飼育、酪農品の生産などの事業から生ずる所得。

③ 不動産所得（計算方法：総収入金額－必要経費）

土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの貸付けから生ずる所得。

④ 総合課税の利子所得（計算方法：収入金額＝所得金額）

預貯金及び公社債の利子、公社債投資信託などの収益の分配に係る所得。

次の所得については、申告する必要はありません。

- ・ 所得税で源泉分離課税され、都道府県民税利子割を分離課税された利子所得。
- ・ 所得税で非課税とされる障害者等の少額預金などの利子所得。

⑤ 総合課税の配当所得（計算方法：収入金額－負債の利子）

法人から受ける剰余金の配当や投資信託の収益の分配などに係る所得。

⑥ 給与所得（計算方法：下表により算出）

勤務先から受ける給料、賞与などの所得。⇒収入金額等②に記入してください。

給与所得金額の速算表

給与等の収入金額	給与所得の金額	給与等の収入金額	給与所得の金額	
551,000 円未満	0 円	1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	収入金額 ÷ 4 = ㉠ (千円未満の 端数切捨て)	㉠ × 2.4 + 100,000 円
551,000 円以上 1,619,000 円未満	収入金額 － 550,000 円	1,800,000 円以上 3,600,000 円未満		㉠ × 2.8 － 80,000 円
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	1,069,000 円	3,600,000 円以上 6,600,000 円未満		㉠ × 3.2 － 440,000 円
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	1,070,000 円	6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	収入金額 × 90% － 1,100,000 円	
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	1,072,000 円		収入金額 － 1,950,000 円	
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	1,074,000 円	8,500,000 円以上		

※給与等の収入金額が850万円を超える方及び給与所得と年金所得の双方を有する方のうち、所得金額調整控除（※P13参照）の適用がある方は、上記で求めた給与所得の金額からさらに所得金額調整控除を控除します。

⑦～⑩ 雑所得

⑦ 公的年金等に係る雑所得（計算方法：下表により算出）

公的年金等（国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、一定の外国年金など。ただし、障害年金、遺族年金は除く。）に係る所得。

⇒収入金額等④に記入してください。

公的年金等に係る雑所得金額の速算表

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
65歳未満	130 万円以下	収入金額 －600,000円	収入金額 －500,000円	収入金額 －400,000円
	130 万円超 410 万円以下	収入金額×75% －275,000円	収入金額×75% －175,000円	収入金額×75% －75,000円
	410 万円超 770 万円以下	収入金額×85% －685,000円	収入金額×85% －585,000円	収入金額×85% －485,000円
	770 万円超 1,000 万円以下	収入金額×95% －1,455,000円	収入金額×95% －1,355,000円	収入金額×95% －1,255,000円
	1,000 万円超	収入金額 －1,955,000円	収入金額 －1,855,000円	収入金額 －1,755,000円
65歳以上	330 万円以下	収入金額 －1,100,000円	収入金額 －1,000,000円	収入金額 －900,000円
	330 万円超 410 万円以下	収入金額×75% －275,000円	収入金額×75% －175,000円	収入金額×75% －75,000円
	410 万円超 770 万円以下	収入金額×85% －685,000円	収入金額×85% －585,000円	収入金額×85% －485,000円
	770 万円超 1,000 万円以下	収入金額×95% －1,455,000円	収入金額×95% －1,355,000円	収入金額×95% －1,255,000円
	1,000 万円超	収入金額 －1,955,000円	収入金額 －1,855,000円	収入金額 －1,755,000円

⑧ 業務に係る雑所得（計算方法：総収入金額－必要経費）

原稿料、講演料、シェアリング・エコノミーなど、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの。

⑨ その他の雑所得（計算方法：総収入金額－必要経費）

個人年金保険、互助年金、暗号資産取引など、他の所得に当てはまらない所得。

⑪ 総合課税の譲渡所得、一時所得

総合課税の譲渡所得は、ゴルフ会員権や金地金、船舶、機械、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得。保有期間が5年以内の資産の譲渡は短期譲渡、保有期間が5年を超える資産の譲渡は長期譲渡に該当します。

一時所得は、賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの臨時・偶発的なもので、対価性のない所得。

◎計算方法

短期譲渡所得＝収入金額－必要経費－特別控除額 ⇒ **収入金額等㊸に記入**

長期譲渡所得＝収入金額－必要経費－特別控除額 ⇒ **収入金額等㊹に記入**

一時所得＝収入金額－必要経費－特別控除額 ⇒ **収入金額等㊺に記入**

総合譲渡・一時＝㊸＋（㊹＋㊺）× 1 / 2 ⇒ **所得金額⑪に記入**

※特別控除額は、50万円（「収入金額－必要経費」の金額が50万円に満たない場合にはその金額）です。ただし、譲渡所得の特別控除額は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円です。

※いずれかの所得に赤字がある場合の計算方法については、お問い合わせください。

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式の選択について

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式について、住民税（市民税・県民税）において所得税と異なる課税方式を選択する場合には、所得税の確定申告とは別に、「市民税・県民税申告書（上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書）」を提出してください。

ただし、所得税の確定申告において申告した上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について、住民税ではその全額を申告不要とする場合には、確定申告書第二表の住民税・事業税に関する事項「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」を選択することにより、「市民税・県民税申告書（上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書）」の提出を省略することができます。

なお、令和4年度税制改正により、**令和6年度以降は、所得税と異なる課税方式の選択ができなくなります（※P15参照）**ので、確定申告を行う場合はご注意ください。

※課税方式選択の対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税15.315%（復興特別所得税分含む。）と住民税5%の合計20.315%であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものであり、所得税20.42%を源泉徴収されているもの及び源泉徴収されていないものは対象ではありません。

※「市民税・県民税申告書（上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書）」は、**納税通知書（税額決定通知書を含む。）が送達されるまでに提出**してください。

※選択する課税方式により、扶養控除等の適用、住民税の非課税判定、国民健康保険税等の金額、医療費の負担割合、各種手当等の給付判定などに影響する場合がありますので、自己責任のもと申告してください。

※「市民税・県民税申告書（上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書）」の様式は、田辺市HPからダウンロードすることができます。

所得から差し引かれる金額

⑬ 社会保険料控除

前年中にあなたが、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、雇用保険、国民年金、厚生年金など）を支払った場合には、その支払った金額の全額について社会保険料控除を受けることができます。ただし、配偶者その他の親族が受け取る年金から天引きされている介護保険料等は、あなたの控除の対象にはなりません。

※国民年金保険料控除証明書等を添付又は提示してください。

⑭ 小規模企業共済等掛金控除

前年中にあなたが、小規模企業共済掛金（旧第二種共済掛金を除く。）、確定拠出年金法に規定する年金加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合には、その支払った掛金の全額について小規模企業共済等掛金控除を受けることができます。

※支払った掛金の証明書を添付又は提示してください。

⑮ 生命保険料控除

前年中にあなたが、あなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合には、生命保険料控除を受けることができます。

一般生命保険料及び個人年金保険料については、新制度（平成24年1月1日以後締結分）と旧制度（平成23年12月31日以前締結分）に分けて、記入してください。

※生命保険会社等が発行する控除証明書等を添付又は提示してください。

◎生命保険料控除額の計算 ＜控除限度額7万円＞

保険料等の区分ごとに、下表により控除額を計算します。それぞれの控除額を合計した金額が生命保険料控除額となりますが、全体の控除限度額は7万円です。

一般生命保険料又は個人年金保険料にそれぞれ新制度と旧制度の双方がある場合には、それぞれの計算区分によって計算した控除額の合計額（控除限度額28,000円）と、旧制度の計算区分によって計算した控除額のいずれか有利な方を選択します。

契約	保険料等の区分	支払保険料等の金額	生命保険料控除額
新制度	一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料	12,000円以下	支払保険料等の全額
		12,000円超 32,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 6,000円
		32,000円超 56,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 14,000円
		56,000円超	28,000円
旧制度	一般生命保険料 個人年金保険料	15,000円以下	支払保険料等の全額
		15,000円超 40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 7,500円
		40,000円超 70,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 17,500円
		70,000円超	35,000円

⑯ 地震保険料控除

前年中にあなたが、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有する住居用家屋や生活用動産にかかる損害保険契約等について、地震等損害部分の保険料を支払った場合には、地震保険料控除を受けることができます。ただし、経過措置として平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る旧長期損害保険料については、従前の長期損害保険料控除を適用することができます。

※損害保険会社等が発行する控除証明書等を添付又は提示してください。

◎地震保険料控除額の計算 <控除限度額2万5千円>

保険料等の区分ごとに、下表により控除額を計算します。それぞれの控除額を合計した金額が地震保険料控除額となりますが、全体の控除限度額は2万5千円です。

保険料等の区分	支払保険料等の金額	地震保険料控除額
地震保険料	50,000円以下	支払保険料等 × 1/2
	50,000円超	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料等の全額
	5,000円超 15,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 2,500円
	15,000円超	10,000円

⑰ 寡婦控除

前年の12月31日現在、あなたが「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに該当する場合には、26万円の寡婦控除を受けることができます。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」などの記載がある場合）は対象となりません。

①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方。

②夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方。

⑱ ひとり親控除

前年の12月31日現在、あなたが婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方で、次の三つの要件の全てに該当する場合には、30万円のひとり親控除を受けることができます。

①事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない方。

②生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない方に限る。）がいる方。

③前年の合計所得金額が500万円以下の方。

⑱ 勤労学生控除

前年の12月31日現在、あなたが次の三つの要件の全てに該当する場合には、26万円の勤労学生控除を受けることができます。

①給与所得などの勤労による所得がある方。

②前年の合計所得金額が75万円以下で、かつ、勤労による所得以外の所得が10万円以下の方。

③特定の学校の学生、生徒である方。

⑳ 障害者控除

前年の12月31日現在、あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が次のいずれかに該当する場合には、1人につき26万円（特別障害者に該当する場合は30万円）の障害者控除を受けることができます。また、同居特別障害者に該当する場合には、1人につき53万円の障害者控除を受けることができます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除く。）のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の方。

※「同居特別障害者」とは、特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方。

※扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。

区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳
特別障害者	1級・2級	A	1級	特別項症から第3項症
その他障害者	3級～6級	B	2級・3級	第4項症以下

※上記以外でも障害者控除を受けられる場合があります。

㉑ 配偶者控除

前年の12月31日（年の途中で死亡した場合には死亡した日）現在、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除く。）のうち、配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下（給与収入のみの場合は103万円以下）である場合には、あなたの前年の合計所得金額に応じて、配偶者控除を受けることができます。

あなたの前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除を受けることはできませんが、「同一生計配偶者」として扶養親族等の人数には含まれます。

区分	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者（70歳以上）	38万円	26万円	13万円

⑳ 配偶者特別控除

前年の12月31日（年の途中で死亡した場合には死亡した日）現在、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除く。）のうち、配偶者の前年の合計所得金額が48万円超133万円以下である場合には、あなた及び配偶者の前年の合計所得金額に応じて、配偶者特別控除を受けることができます。

なお、配偶者特別控除は夫婦の間で互いに受けることはできません。

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48 万円超 100 万円以下	33万円	22万円	11万円
100 万円超 105 万円以下	31万円	21万円	11万円
105 万円超 110 万円以下	26万円	18万円	9万円
110 万円超 115 万円以下	21万円	14万円	7万円
115 万円超 120 万円以下	16万円	11万円	6万円
120 万円超 125 万円以下	11万円	8万円	4万円
125 万円超 130 万円以下	6万円	4万円	2万円
130 万円超 133 万円以下	3万円	2万円	1万円
133 万円超	適用なし		

㉑ 扶養控除

前年の12月31日（年の途中で死亡した場合には死亡した日）現在、あなたと生計を一にする配偶者以外の親族（他の方の扶養親族とされている方や青色事業専従者等を除く。）のうち、扶養親族の前年の合計所得金額が48万円以下である場合には、扶養控除を受けることができます。

区分		扶養控除額	
一般扶養親族	（平成16年 1 月 2 日～平成19月分年 1 月 1 日生まれ） （昭和28年 1 月 2 日～平成12年 1 月 1 日生まれ）	33万円	
特定扶養親族	（平成12年 1 月 2 日～平成16年 1 月 1 日生まれ）	45万円	
老人扶養親族	（昭和28年 1 月 1 日以前生まれ）	同居老親等	45万円
		同居老親等以外	38万円

※「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方。

※16歳未満の扶養親族については、扶養控除を受けることはできませんが、市民税・県民税の非課税限度額の算定等において扶養親族等の人数には含まれます。

㉒ 基礎控除

あなたの前年の合計所得金額に応じて、基礎控除を受けることができます。

あなたの合計所得金額	基礎控除額
2,400 万円以下	43万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15万円
2,500 万円超	適用なし

㉔ 雑損控除

前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（前年の総所得金額等が48万円以下の方）が、災害又は盗難若しくは横領によって住宅や家財（生活に通常必要でない資産等を除く。）などに損害を受けた場合には、雑損控除を受けることができます。

※災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収書等を添付又は提示してください。

◎雑損控除額の計算

次の①又は②のいずれか多い方の金額です。

①差引損失額－総所得金額等×10%

②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

㉕ 医療費控除

1. 通常の医療費控除

前年中にあなたが、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために一定額を超える医療費を支払った場合には、医療費控除を受けることができます。

保険金などで補填される金額は、病院などに支払った医療費のうち、生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費等です。

※「医療費控除の明細書」を添付し、医療費の領収書は自宅で5年間保存してください。

※医療保険者が発行する医療費通知を添付すると、明細書の記入を簡略化できます。

◎医療費控除額の計算 <控除限度額200万円>

支払った医療費－保険金などで補填される金額＝①

総所得金額等×5%＝②

①と10万円のいずれか少ない方の金額＝③

医療費控除額＝①－②

2. セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

前年中にあなたが、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを行い、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費（医師によって処方される医療用医薬品から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品等の購入費）を支払った場合には、セルフメディケーション税制の適用を受けることができます。

なお、この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができません。

※「セルフメディケーション税制の明細書」を添付し、購入費の領収書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類は自宅で5年間保存してください。

◎セルフメディケーション税制の控除額の計算 <控除限度額8万8千円>

医療費控除額＝支払った金額－保険金などで補填される金額－1万2千円

裏面の記載事項

(1) 事業所得（営業等・農業所得）のある方

①営業等所得又は②農業所得のある方は、収入金額及び必要経費等を記入してください。

業種（具体的な事業内容）及び屋号（ある場合のみ）を記入してください。

(2) 不動産所得のある方

③不動産所得のある方は、収入金額及び必要経費等を記入してください。

(3) 減価償却費の計算

上記(1)又は(2)において、必要経費として減価償却費のある方は記入してください。

(4) 日雇労務・不特定の事業主に従事している方

日給などの給与収入のある方で、源泉徴収票のない方は記入してください。

勤務先からの支払額の証明書等がない場合は、勤務先名も記入してください。

(5) 事業専従者に関する事項

上記(1)又は(2)において、専従者控除額のある方は記入してください。

(6) 別居の扶養親族等に関する事項

表面で記載した配偶者又は扶養親族のうち、別居の方がいる場合は記入してください。

(7) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除のある方は記入してください。

※株式等の取引明細がわかるもの（特定口座年間取引報告書、支払通知書等）を添付又は提示してください。

※配当所得を分離課税で申告する場合及び株式等譲渡所得を申告する場合には、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。様式についてはお問い合わせください。

(8) 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村、和歌山県共同募金会、日本赤十字社和歌山県支部又は和歌山県及び田辺市が条例で指定する法人・団体等に対して支出した寄附金のある方は、区分ごとに記入してください。

※寄附先が発行する領収書等を添付又は提示してください。

(9) 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に収入がなかった方などの記入欄

収入がなかった方及び非課税所得のみであった方は、該当する項目に☑を付けてください。

令和5年1月1日現在は田辺市以外に居住しており、他市区町村で課税される方又は海外居住の方は、実際の住所（海外居住の方は国名）を記入してください。

(10) 所得金額調整控除に関する事項

所得金額調整控除とは、一定の給与と所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与と所得の金額から控除するもので、次の二種類の控除があります。

1. 子ども・特別障害者等を有する方等

前年の給与等の収入金額が850万円を超える給与と所得者で、**①本人が特別障害者に該当する方、②年齢23歳未満の扶養親族を有する方、③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する方のいずれかに該当する場合に、以下の所得金額調整控除額を給与と所得から控除します。このうち、②又は③に該当する方は、この欄に配偶者又は扶養親族の氏名等を記入してください。**

なお、この控除は扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、夫婦双方がこの控除の適用を受けることができます。

◎所得金額調整控除額＝（給与等の収入金額－850万円）×10%

※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円とします。

※1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

2. 給与所得と年金所得の双方を有する方

前年の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与と所得者で、その合計額が10万円を超える場合に、以下の所得金額調整控除額を給与と所得から控除します。なお、上記1の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与と所得の金額から控除します。

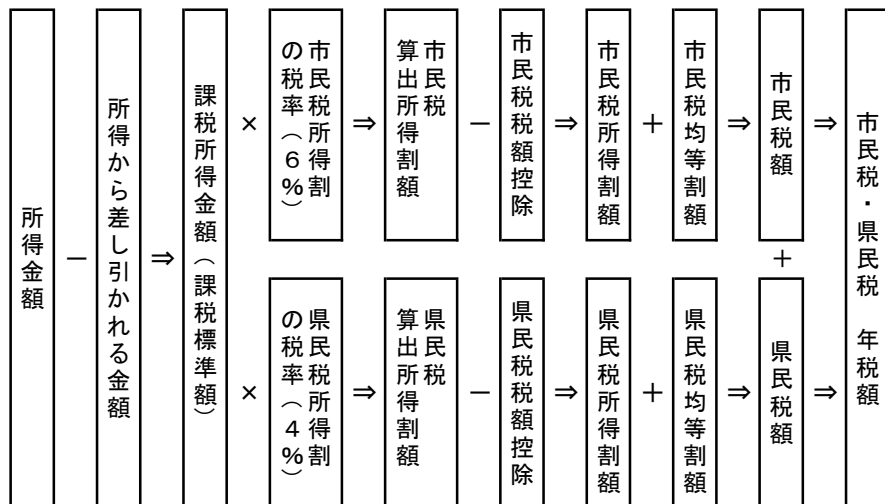
◎所得金額調整控除額

＝（給与と所得控除後の給与等の金額＋公的年金等に係る雑所得の金額）－10万円

※給与と所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額が10万円を超える場合は10万円とします。

市民税・県民税の計算及び非課税基準について

1. 市民税・県民税計算の主な流れ



※「課税所得金額」は千円未満切り捨て、「市民税所得割額」及び「県民税所得割額」は百円未満切り捨てます。

※税額控除には、調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除などがあります。

※「市民税均等割額」は3,500円、「県民税均等割額」は2,000円です。
「県民税均等割額」のうち500円は「紀の国森づくり税」です。

2. 均等割・所得割ともに課税されない方

①生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

②障害者、未成年者、寡婦又はひとり親に該当し、前年の合計所得金額が135万円以下である方

③前年の合計所得金額が、次で求めた額以下である方

- ・扶養親族がない場合 38万円（給与収入のみの場合は93万円）
- ・扶養親族がいる場合 28万円×家族数（1＋扶養親族数）＋26万8千円

3. 所得割が課税されない方

前年の総所得金額等が、次で求めた額以下である方

- ・扶養親族がない場合 45万円（給与収入のみの場合は100万円）
- ・扶養親族がいる場合 35万円×家族数（1＋扶養親族数）＋42万円

令和5年度から適用される市民税・県民税の主な改正内容について

1. 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の延長・見直し

令和4年度税制改正により、所得税における住宅ローン控除の改正を踏まえ、市民税・県民税において、次の措置を講ずることとされました。

①適用期限の延長

所得税における適用期限が4年延長（令和7年入居分までが対象）されたことに伴い、市民税・県民税においても適用期限が延長されました。

②控除限度額の見直し

消費税率引上げに伴う反動減対策を目的とした措置が終了したことにより、市民税・県民税の控除限度額を、所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）から5%（最高97,500円）へ戻すこととされました。

2. セルフメディケーション税制の見直し

令和3年度税制改正により、セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で、適用期限を5年延長することとされました。

令和6年度から適用される市民税・県民税の主な改正内容について

1. 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式の一致

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、所得税と住民税（市民税・県民税）で異なる課税方式の選択が可能となっていました。金融所得課税の制度は、所得税と住民税を一体として設計されてきたこと等を踏まえ、所得税と住民税の課税方式を一致させるための措置を講ずることとされました。

また、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除についても、所得税の確定申告書を提出し、これらの措置を受ける場合に限り、住民税においても適用することとされました。

【申告に必要なもの】

1. 申告書
2. 申告者の個人番号確認書類及び本人確認書類

	個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバーカード (個人番号カード) がある場合	○マイナンバーカード (裏面)	○マイナンバーカード (表面)
マイナンバーカード (個人番号カード) がない場合	下記のうち1点 ○通知カード ○住民票の写し又は 住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載 があるもの)	顔写真付の場合は1点 例) 運転免許証、パスポート、身体障害者 手帳など 顔写真付でない場合は2点 例) 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、 国税・地方税・公共料金等の領収書など

※郵送により提出する場合は、それぞれの確認書類の写しを同封してください。

※代理人が申告する場合は、代理権確認書類（委任状等）及び代理人の本人確認書類も必要となります。

3. 収入金額や必要経費が分かる書類

○給与収入及び年金収入のある方は、源泉徴収票。

○給与及び年金以外の収入のある方は、収入金額や必要経費（払込金額）等が分かる書類。

4. 各種所得控除を受けるために必要な証明書等

○払込先が発行する保険料控除証明書、医療費控除の明細書等。

【令和5年度 申告受付日程】 ※申告会場にお越しの際は、マスクの着用をお願いします。

平日受付	会場	受付時間	休日受付	会場	受付時間
2月16日(木)	田辺市役所 別館 3階 大会議室	9：00	2月18日(土)	税務課市民税係 (本庁舎2階)	9：00～15：00
∩				J A 紀南 旧近野支所	9：00～12：00
3月15日(水)				中辺路行政局	13：30～16：00
				大塔行政局	9：00～12：00
	本宮行政局	9：00～15：00			
(土・日・祝 を除く。)	龍神行政局	16：00	2月25日(土)	富里連絡所	9：00～12：00
	中辺路行政局			三川連絡所	14：00～15：30
	大塔行政局		3月 5日(日)	龍神行政局	9：00～12：00
	本宮行政局				13：00～16：00

郵送先

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地
田辺市役所 総務部 税務課 市民税係 宛て

お問い合わせ先

本庁税務課市民税係	TEL 0739-26-9920 (直通)
龍神行政局住民福祉課住民係	TEL 0739-78-0810 (直通)
中辺路行政局住民福祉課住民係	TEL 0739-64-0502 (直通)
大塔行政局住民福祉課住民係	TEL 0739-48-0301 (代表)
本宮行政局住民福祉課住民係	TEL 0735-42-0004 (直通)